

早島町地域防災計画

(資料編)

令和 7 年 2 月

早島町防災会議

早島町地域防災計画（資料編） 目次

第1 資料等

資料1-1	早島町位置図	1
資料1-2	人口世帯数	2
資料1-3	気象概況	2
資料1-4	震度別地震の発生回数	4
資料1-5	過去の災害記録	5
資料1-6	消防力一覧	7
資料1-7	河川、ため池、調整池の現況	9
資料1-8	町車両一覧	10
資料1-9	急傾斜地崩壊危険箇所	11
資料1-10	土砂災害警戒区域	11
資料1-11	要配慮者利用施設	12
資料1-12	自主防災組織	13
資料1-13	主な備蓄物資等の備蓄量	14
資料1-14	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	15
資料1-15	注意報・警報の種類及び発表基準	16
資料1-16	水位観測所	17
資料1-17	地区ごとの緊急退避所、指定緊急避難場所及び指定避難所	18
資料1-18	上水道施設	20
資料1-19	医療施設等一覧	20
資料1-20	感染症患者治療施設	21
資料1-21	火葬場	22
資料1-22	ごみ処理場	22
資料1-23	し尿処理場	22
資料1-24	バキューム車の保有	22
資料1-25	ヘリポート適地	23
資料1-26	災害融資制度	23

第2 条例・協定等

資料2-1	防災協定締結一覧	25
資料2-2	早島町自主防災組織補助金交付要綱	27
資料2-3	早島町防災会議条例	30
資料2-4	早島町災害対策本部条例	32
資料2-5	早島町災害弔慰金の支給等に関する条例	33
資料2-6	早島町災害見舞金支給要綱	36

資料 1－1 早島町位置図



早島町位置等

経度緯度	広ぼう	面積
東経133度49分50秒 北緯34度36分3秒	東西3.53km 南北4.18km	7.62 km ²

資料 1－2 人口世帯数

資料：国勢調査

	人口			世帯数（世帯）
	男（人）	女（人）	計（人）	
昭和45年	3,950	4,402	8,352	1,999
昭和50年	4,479	5,024	9,503	2,356
昭和55年	5,078	5,738	10,816	2,947
昭和60年	5,428	6,165	11,593	3,180
平成2年	5,465	6,169	11,634	3,259
平成7年	5,427	6,135	11,562	3,439
平成12年	5,645	6,270	11,915	3,765
平成17年	5,730	6,191	11,921	4,022
平成22年	5,871	6,343	12,214	4,200
平成27年	5,827	6,327	12,154	4,349
令和2年	5,930	6,438	12,368	4,522

資料 1－3 気象概況

資料：岡山地方気象台（岡山観測所）

	気温			降水量				風速	
	平均 (°C)	最高 (°C)	最低 (°C)	年降水量 (mm)	1日最大 (mm)	100mm以 上日数	30mm以 上日数	最大 瞬間 (m/s)	10m以 上日数
昭和62年	16.1	36.6	-4.1	1,101.0	87.5	0	9	30.6	4
昭和63年	15.3	35.9	-2.4	1,157.5	71.0	0	9	23.4	6
平成元年	16.0	35.7	-1.9	1,330.5	70.5	0	12	22.5	6
平成2年	16.8	37.1	-4.5	1,477.0	159.0	1	12	30.6	8
平成3年	16.1	35.8	-3.9	1,250.5	75.5	0	14	39.4	8
平成4年	15.8	36.3	-1.9	1,157.5	69.0	0	11	25.9	4
平成5年	15.3	33.9	-1.9	1,646.5	88.0	0	14	31.9	11
平成6年	16.8	39.3	-2.6	800.5	100.0	1	5	26.3	5
平成7年	15.6	36.7	-2.8	1,028.0	112.5	1	10	22.9	5
平成8年	15.6	37.7	-3.0	1,007.0	53.0	0	5	31.6	28
平成9年	16.1	35.1	-4.9	1,047.5	91.5	0	11	31.1	67
平成10年	17.3	36.4	-4.3	1,261.0	102.0	1	12	29.5	30
平成11年	16.5	35.0	-4.6	957.5	71.5	0	7	33.8	57
平成12年	16.5	36.8	-2.4	813.0	41.0	0	4	29.1	44

	気温			降水量				風速	
	平均 (℃)	最高 (℃)	最低 (℃)	年降水量 (mm)	1日最大 (mm)	100mm以 上日数	30mm以 上日数	最大 瞬間 (m/s)	10m以 上日数
平成13年	16.3	38.0	-4.1	1,282.5	69.5	0	13	30.1	52
平成14年	16.6	36.7	-2.7	827.5	46.0	0	5	24.7	57
平成15年	16.2	35.7	-4.5	1,190.0	64.5	0	5	27.7	48
平成16年	17.1	37.9	-4.3	1,480.0	117.0	2	12	41.4	47
平成17年	16.4	36.3	-3.3	732.5	53.0	0	6	37.4	60
平成18年	16.4	38.3	-2.9	1,254.0	74.0	0	8	25.7	44
平成19年	17.0	37.3	-1.5	773.0	53.0	0	4	27.7	43
平成20年	16.6	38.0	-2.1	951.5	43.5	0	6	22.6	44
平成21年	16.6	35.2	-2.0	1,074.0	76.5	0	8	22.6	42
平成22年	16.7	37.9	-2.0	1,216.0	102.0	1	11	23.9	54
平成23年	16.3	36.3	-4.3	1,416.5	187.0	2	11	25.2	54
平成24年	16.1	36.8	-4.2	1,106.0	64.0	0	9	33.7	61
平成25年	16.4	37.6	-2.9	1,341.0	91.5	0	11	23.1	46
平成26年	16.1	36.6	-1.6	1,142.5	77.0	0	9	26.6	45
平成27年	16.2	37.3	-3.2	1,333.5	136.5	1	7	29.6	40
平成28年	16.6	37.4	-4.9	1,513.0	67.5	0	14	25.3	23
平成29年	15.7	36.3	-3.2	1,205.5	116.5	1	13	31.2	55
平成30年	16.3	38.1	-6.1	1,410.5	165.0	1	14	31.8	33
平成31年 令和元年	16.5	36.9	-2.0	921.5	59.0	0	5	31.3	37
令和2年	16.5	38.2	-2.5	1,154.0	77.5	0	10	29.3	35
令和3年	16.4	37.5	-5.7	1,191.5	77.0	0	11	26.1	47
令和4年	16.4	36.8	-3.8	839.5	57.5	0	7	29.0	28
令和5年	16.8	38.3	-4.2	1,032.0	83.5	0	9	27.1	36

資料 1－4 震度別地震の発生回数

(役場震度計計測)

震 度	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	計
平成10年	1	1								2
平成11年	4	1								5
平成12年	1 5				1					1 6
平成13年	7	4		1						1 2
平成14年	3	3								6
平成15年	2									2
平成16年	2	2								4

震 度	1	2	3	4	5 弱	5 強	6 弱	6 強	7	計
平成17年	3	2								5
平成18年	1	1	1							3
平成19年	1		1							2
平成20年	1									1
平成21年	1									1
平成22年	3									3
平成23年	3	6								9
平成24年	2									2
平成25年	1		1							2
平成26年	1			1						2
平成27年	2	2								4
平成28年	4	1	1							6
平成29年	1									1
平成30年	5	3	1							9
平成31年 令和元年	4	2								6
令和2年	1									1
令和3年	5	1	1							7
令和4年	3	1								4
令和5年	1									1

※平成 9 年 1 1 月 1 日から観測開始

資料 1－5 過去の災害記録

発生年月日	災害の種類	原因	被害等の状況
昭和 21. 12. 21	震災 (昭和南海地震)	和歌山県潮岬沖 震源 M8.0	岡山震度 4 家屋全壊 4 棟 半壊 2 棟
昭和 25. 9. 13	風水害	台風 (キジア台風)	被害不詳
昭和 29. 9. 13	風害	台風第 12 号 (風速25～30m)	水稻・果樹の被害
昭和 29. 9. 26	風害	台風第 15 号	家屋・庭木の倒壊等
昭和 44. 7. 8	大雨害	梅雨前線	山(がけ)くずれ 1カ所
昭和 45. 8. 21	暴風雨害	台風第 10 号	負傷者 1人 住家半壊 2 棟
昭和 47. 6. 8	大雨害	低気圧(山陰沖)	山がけくずれ 1カ所
発生年月日	災害の種類	原因	被害等の状況
昭和 50. 8. 23	大雨害	台風第 6 号	がけくずれ 生うめ(救出) 2人 住家 全壊 1 棟
昭和 51. 9. 10 ～13	大雨害	台風第 17 号	床上浸水 3 棟 床下浸水 383棟 道路欠壊 4カ所 がけくずれ 11カ所
昭和 58. 9. 28	風水害	台風第 10 号	床下浸水 23棟 水稻・果樹の被害
昭和 60. 6. 25 ～29	大雨害	梅雨前線	床下浸水 125棟 山(がけ)くずれ 7カ所 家屋倒壊 2 棟 田冠水 85ha
昭和 62. 10. 17	大雨害	台風第 19 号	床上浸水 1 棟 床下浸水 22棟
昭和 63. 7. 13 ～15	大雨害	梅雨前線	道路欠壊 2カ所 畑地すべり 1カ所
平成 2. 9. 18	風水害	台風第 19 号	床下浸水12棟 家屋の半壊、道路・水路の損壊等

平成 3. 9. 27	風害	台風第19号	家屋の半壊 塩害による停電等
平成 5. 8. 21 ～22	大雨害	停滞前線	道路欠壊、砂崩れ 36a 家屋損壊 2棟 農産被害
平成 7. 1. 17	震災(阪神・淡路大震災) (兵庫県南部地震)	大阪湾震源 M7.3	岡山震度4
平成 7. 7. 2 ～3	大雨害	梅雨前線	床下浸水 8棟 道路冠水 5カ所 がけくずれ 1カ所
平成 12. 10. 6	震災 (鳥取県西部地震)	鳥取県西部震源 M7.3	早島町震度5弱
平成 13. 3. 24	震災 (芸予地震)	安芸灘震源 M6.7	早島町震度4
平成 16. 10. 20	風水害	台風第23号	床下浸水 1棟 道路冠水 1カ所 がけくずれ 1カ所
発生年月日	災害の種類	原因	被害等の状況
平成 23. 9. 3 ～4	大雨害	台風第12号	床下浸水 95棟 道路冠水 多数 がけくずれ 3カ所
平成 26. 3. 14	震災 (伊予灘地震)	伊予灘震源 M6.2	早島町震度4
平成 29. 9. 17	風水害	台風第18号	床下浸水 5棟
平成 30. 7. 5 ～7	大雨害	平成30年7月豪雨	床下浸水 52棟 一部損壊 1棟
令和 元. 8. 15 ～16	風害	台風第10号	一部損壊 2棟

資料 1－6 消防力一覧

1 消防団

(1) 消防施設

令和 6 年 1 月 1 日現在

種別	台数	管轄部
消防ポンプ自動車 CD－1 型	1	機動部
小型動力ポンプ B 3 級	1 0	第 1、2、3、4、5、6、7、9、10、11 部
小型動力ポンプ積載車	1 1	第 1、2、3、4、5、6、7、9、10、11 部、団本部
指令車	1	団本部

(2) 人員等（上段：定数、下段：実数）

令和 6 年 1 月 1 日現在

団長	副団長	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	団員	合計	分団
1	2	3	6	11	11	11	130	175	3
1	2	1	3	11	11	11	112	152	3

2 倉敷消防署東出張所

(1) 消防施設

令和 6 年 1 月 1 日現在

種別	台数	所在地等
消防ポンプ自動車	1	倉敷市中帯江164-5
救急車	1	倉敷市中帯江164-5

(2) 人員等

令和 6 年 4 月 1 日現在

消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	合計
2	4	1 1		5	2 2

3 消防水利

令和6年4月1日現在

種別		個数	摘要
消火栓		221	
防火水槽	20～40m ³ 未満	5	
	40～60m ³ 未満	32	
	60～100m ³ 未満	3	
	100m ³ 以上		
	井戸		
その他	河川・溝等		
	海・湖		
	プール	3	
	濠・池等	3	
	下水道		
	その他		

資料 1－7 河川、ため池、調整池の現況

1 河川

河川名	級	水系	当町管内延長	担当機関	備考
汐入川	2級	倉敷川	1,022m	岡山県	

2 ため池

名称	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (千m ³)	防災受益		備考
					家屋 (戸)	農地 (ha)	
柚木谷池	早島	6	72	11.9	30	15	防災重点ため池
大谷池	若宮	11	90	44	30	5.7	防災重点ため池
上池	早島	6	75	5.4	20	21	防災重点ため池
尾越池	早島	3	52	0.8	30	10	防災重点ため池
山川池	早島	6	138	8.9	30	37.7	防災重点ため池
新池	矢尾	7	69	17	30	5	
下池	早島	5	98	32	30	8.8	防災重点ため池
桜池	矢尾	5	54	4.2	10	3.0	
金才池	早島	7	45	4	30	19.9	

3 調整池

名称	所在地
吉野池	早島
宮ノ後池	早島
西ノ奥池	早島
深砂池	早島
第2流通団地調整池	早島
コレクティブタウン調整池①	早島
コレクティブタウン調整池②	早島
コレクティブタウン調整池③	早島

資料 1－8 町車両一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

所属	台 数	車両別内訳								
		普通車					軽自動車			
		乗合	乗用	貨物	ダンプ	特殊	乗用	貨物	特殊	二輪車
総 務 課	3		1					2		
企 画 課	1		1							
町 民 課 健 康 福 祉 課 こ ど も 未 来 課	6						4			1
税 務 会 計 課	1							1		
建 設 課 産 業 課	5				1			4		
環 境 上 下 水 道 課	11			1	4	2		4		
学 校 教 育 課	1						1			
生 涯 学 習 課	3		1	1				1		
公 民 館	1							1		
消 防 関 係	13					13				
計	45	0	3	5	2	15	5	14	0	1

資料 1－9 急傾斜地崩壊危険区域

(県指定)

大字等	急傾斜地崩壊危険区域名	告示年月日	告示番号
早島	畑岡	H21. 12. 11	県 00651
早島	長津	S61. 2. 27	県 00135

資料 1－10 土砂災害警戒区域

箇所番号	地区名	自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域	告示年月日	基礎調査番号	主な避難所
201K 箕島 003	塩津	急傾斜地	○	○	H31. 3. 29	I -107	早島小学校
423K 早島 001	畑岡	急傾斜地	○	○	H29. 5. 19	I -1054	早島小学校 早島中学校
423K 早島 002	市場	急傾斜地	○	○	H29. 5. 19	I -1055	早島小学校
423K 早島 003	塩津	急傾斜地	○	○	H29. 5. 19	I -1056	
423K 早島 004	金田	急傾斜地	○	○	H29. 5. 19	I -1057	早島中学校
423K 早島 005	頓行	急傾斜地	○	○	H29. 5. 19	I -1058	早島小学校
423K 早島 006	市場	急傾斜地	○	○	H29. 5. 19	I -1060	
423K 早島 007	長津	急傾斜地	○	—	H29. 5. 19	I -1062	早島小学校
423K 早島 008	長津	急傾斜地	○	○	H29. 5. 19	Ⅱ -788	早島中学校
423K 早島 009	市場	急傾斜地	○	○	H29. 5. 19	新規 I	早島小学校
423K 早島 010	弁才天	急傾斜地	○	○	H29. 5. 19	新規Ⅱ	早島中学校
423K 矢尾 001	矢尾	急傾斜地	○	○	H29. 5. 19	I -1053	早島支援学校

資料 1－1 1 要配慮者利用施設

(1) 浸水想定区域内の施設

施設名称	所在地	電話番号 (FAX番号)	対象浸水想定区域		
			高梁川	倉敷川	足守川
生活介護事業所ぬか	早島 1 4 6 5－1	086-482-0002 (〃)	○	○	－
早島町地域活動支援センター 「梅檀の家」	前潟 2 8 7－1	086-483-0881 (086-483-0061)	○	○	－
早島町デイサービスセンター	前潟 2 4 9－1	086-482-3000 (086-482-3044)	○	○	－
グループホームさくらそう	早島 2 9 5 3－4	086-480-1116 (086-480-1556)	○	○	－
W i t h ひろば早島	早島 3 3 6 5－2	086-441-6768 (〃)	○	－	－
早島保育園	前潟 2 3 8－1	086-482-1108 (086-482-3371)	○	○	－
木村医院	早島 1 4 6 9	086-482-0028 (086-480-1160)	○	○	－
早島幼稚園本園	前潟 1 3 8	086-482-0005 (086-482-0031)	○	○	－
アートチャイルドケア岡山 早島保育園	前潟 3 9 0－4	086-441-3819	○	○	－

(2) 土砂災害警戒区域内の施設

施設名称	所在地	電話番号 (FAX番号)
放課後等デイサービスめろでい 早島事業所	早島 2 2 9－5	086-483-0089 (〃)
早島小学校	早島 1 2 9 7－1	086-482-0063 (086-482-0064)

資料 1－12 自主防災組織

令和 6 年 4 月 1 日現在

組織の名称	地区	世帯数
片田自衛消防隊	片田	160
塩地自衛消防隊	塩地	77
市場自衛消防隊	市場	314
長津・畑岡自主防災会	長津・畑岡	441
噂島自主防災会	噂島	140
ニュー早島自治会自主防災組織	ニュー早島	104
弁才天自主防災会	弁才天	136
若宮を守る会	若宮	644
矢尾町内会自主防災会	矢尾	187
塩津自主防災会	塩津	287
舟本自治会自主防災・防犯会	舟本	311
日笠山自主防災会	日笠山	170
真磯台あんしんの会	真磯	245
中山自治会自主防災会	中山	235
宮崎自主防災会	宮崎	214
頓行自主防災会	頓行	103
前潟自主防災会	前潟	677
小浜自治会自主防災会	小浜	36
花町自治会自主防災会	花町	43
備南台自主防災会	備南台	105
イトーピア自主防災会（早島）	イトーピア	59
金田・下野自主防災会	金田・下野	191
合 計	22組織、23地区	4,880

資料１－１３ 主な備蓄物資等の備蓄量（更新中）

令和６年４月１日現在

品目	数量	備蓄場所等
ビスケット	710 食	防災倉庫
アルファ米	3,550 食	〃
パン	528 食	〃
飲料水（500ml）	888 本	〃
調整粉乳又は液体ミルク	2 kg	〃
毛布	162 枚	役場庁舎内 136 支援学校倉庫 26
生理用品	440 セット	防災倉庫
紙おむつ（小児用）	202 枚	〃
紙おむつ（大人用）	157 枚	〃
簡易組み立てトイレ	53 個	〃
簡易組み立てトイレ用テント	10 張	〃
トイレ処理剤	8,400 個	〃
おしりふき	960 枚	役場庁舎内
日用品セット	5 セット	〃
懐中電灯	20 個	〃
乾電池（単１）	100 個	〃
誘導灯	40 個	防災倉庫
反射ベスト	20 着	〃
ヘルメット	30 個	役場庁舎内
安全靴	6 足	防災倉庫
コーン	131 個	防災倉庫51 市場防災倉庫70 塩地隧道倉庫10
コーンおもり	46 個	防災倉庫19 市場防災倉庫14 塩地隧道倉庫13
バー	55 本	公用車車庫6 市場防災倉庫41 塩地隧道倉庫8
警告灯	15 個	防災倉庫
ボール	7 本	公用車車庫
矢印看板	8 枚	防災倉庫5 公用車車庫1 塩地隧道倉庫2
ブルーシート	17 枚	防災倉庫5 市場防災倉庫12
マスク	5,150 枚	役場庁舎内
簡易ベッド（段ボールベッド）	28 個	防災倉庫2 支援学校倉庫26
体温計（非接触型）	10 個	役場庁舎内
間仕切り	80 枚	防災倉庫
フェイスシールド	100 枚	役場庁舎内
消毒液	6 ℓ	役場庁舎内

資料 1 - 1 4 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

施設名	地区	所在地 (早島町)	電話番号 (086)	収容人員			災害種別			指定避難所との重複
				屋内		屋外 (人)	洪水	土砂	地震	
				体育館 (人)	校舎等 (人)					
県立早島支援学校体育館	矢尾	早島4063	482-2131	200			○	○	○	○
深砂グラウンド	矢尾	矢尾858				3,000	○	○	○	
すずめ池公園	若宮	若宮14-22				150	○	○	○	
中山広場	中山	早島4227-130				400	○	○	○	
大池広場	大池	早島3366				150	○	○	○	
備南台広場	備南台	早島4358-7				400	○	○	○	
龍神社境内	塩津	早島13				300	○	○	○	
安養院境内	塩津	早島198	482-1038			200	○	×	○	
早島小学校	市場	早島1297-1	482-0063	300	800 ※1	1,900	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○
早島児童館	市場	早島1297-1	483-2358		110		○	○	○	○
さつき荘	市場	早島328	483-0753		50		○	○	○	○
早島公園	市場・塩地	早島1551-1				3,000	○	○	○	
妙法寺境内	頓行	早島1392	482-1092			150	×	○	○	
南グラウンド	前潟	前潟395				2,000	×	○	○	
町民総合会館	前潟	前潟370-1	482-4800		250 ※2		○ ※2	○	○	○
早島幼稚園	舟本	前潟138	482-0005		400 ※3	500	○ ※3	○	○	○
中央公民館	舟本	前潟240	482-1512		300 ※4	400	○ ※4	○	○	○
地域福祉センター	舟本	前潟249-1	482-3000		100 ※5		○ ※5	○	○	○
いぶき荘	長津	早島1903-3	482-2646		50		×	○	○	○
薬師院境内	長津	早島1685	482-0664			200	○	○	○	
早島中学校	宮崎	早島2180	482-0109	400	1,400	2,900	○	○	○	○
宮山グラウンド	宮崎	早島2240-1				2,000	○	○	○	
西コミュニティセンター	金田	早島2818-1	482-2252		50		×	○	○	○

※1：土砂災害警戒区域内に位置しているため、第2校舎は使用不可。

※2：浸水のあそれがあるため、2階以上へ避難。なお、2階以上の収容人員は250人。

※3：浸水のあそれがあるため、2階以上へ避難。なお、2階以上の収容人員は200人。

※4：浸水のあそれがあるため、2階以上へ避難。なお、2階以上の収容人員は100人。

※5：浸水のあそれがあるため、2階以上へ避難。なお、2階以上の収容人員は100人。

資料 1－15 注意報・警報の種類及び発表基準

特別警報	大雨 (土砂災害・浸水害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	13
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	116
	洪水	流域雨量指数基準	汐入川流域=3.7
		複合基準※ ¹	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	91
	洪水	流域雨量指数基準	汐入川流域=3
		複合基準※ ¹	汐入川流域= (5、2.9)
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度60%	
	なだれ	1 積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 2 積雪の深さ50cm以上あり最高気温12℃以上又はかなりの降雨※ ²	
	低温	最低気温 －3℃以下※ ³	
	霜	晩霜期に最低気温2℃以下	
	着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上、山地30cm以上 気温：－1℃～3℃	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値

※3 気温は岡山地方気象台の値

資料 1－16 水位観測所

所管	河川	観測所	所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
国土交通省 (岡山河川事務所)	高 梁 川	日羽	総社市日羽	7.70m	8.90m	10.30m	11.00m	—
		船穂	倉敷市船穂町	2.40m	4.20m	6.20m	6.90m	7.79m
岡山県	倉 敷 川	彦崎	岡山市南区彦崎	2.50m	2.70m	2.90m	3.00m	—

資料 1－17 地区ごとの緊急退避所、指定緊急避難場所及び指定避難所

地区名	世帯数	人数	施 設 名		
			緊急退避所	指定緊急避難場所	指定避難所
前潟	677	1,664	早島小学校	早島小学校	早島小学校
市場	314	771	①床田公園 ②早島公園	早島小学校 早島公園	
塩津	287	706	龍神社境内	早島小学校 龍神社境内	
無津	166	430	早島小学校	早島小学校	
真磯	245	539	早島小学校		
塩地	77	212	国鉾公園		
頓行	103	201	①妙法寺境内 ②国鉾神社	早島小学校 妙法寺境内	
小浜	36	91	中国銀行早島支店前	早島小学校	
花町	43	91	中国銀行早島支店前		
舟本	311	799	①汐入公園 ②役場職員駐車場	中央公民館 地域福祉センター 町民総合会館	中央公民館 地域福祉センター 町民総合会館
久々原	44	111	①久々原公民館 ②地域福祉センター	地域福祉センター	地域福祉センター
三軒地	29	71	地域福祉センター		
下前潟	49	118	①南グランド ②観光センター	町民総合会館 南グランド	町民総合会館
長津・畑岡	441	1,223	①倉敷繊維加工（株） ②（株）西日本宇佐美2号 早島インターSS ③ハローズ物流センター	早島中学校 早島小学校	早島中学校 早島小学校
片田	160	387	（洪水）早島中学校 （土砂・地震）片田公民館	早島中学校	早島中学校
弁才天	136	297	弁才天公民館		
宮崎	214	611	宮崎公民館		
下野	20	59	①下野公民館 ②山陽新聞早島印刷センター		

地区名	世帯数	人数	施 設 名		
			緊急退避所	指定緊急避難場所	指定避難所
金田	171	496	(洪水) 山陽新聞早島印刷センター (土砂・地震) 西コミュニティセンター	(洪水) なし (土砂・地震) 西コミュニティセンター	早島中学校
噂島	140	264	噂島公民館とその前の広場	早島中学校等	早島中学校等
矢尾	187	395	矢尾公民館	早島支援学校体育館	早島支援学校体育館
日笠山	170	398	日笠山公民館		
若宮	644	1,488	①大谷荘 ②すずめ池公園	早島支援学校体育館 すずめ池公園	
中山	235	473	中山広場	早島支援学校体育館 中山広場	
ニュー早島	105	245	①大池広場 ②中山広場	早島支援学校体育館 大池広場 中山広場	
大池	85	197	①大池広場 ②中山広場		
備南台	105	280	備南台広場	早島支援学校体育館 備南台広場	
イトーピア	59	117	イトーピア集会所	早島支援学校体育館	

※世帯数、人数は令和6年4月1日現在

緊急退避所・・・・・・・・避難所へ移動する前に一旦地区で集合する場所です。

(例：地区の公民館、公園、広場など)

指定緊急避難場所・・・災害対策基本法に基づき、町が指定する施設又は場所で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、緊急的に避難し身の安全を確保する場所です。

(例：学校、コミュニティハウス、グラウンドなど)

指定避難所・・・・・・・・災害対策基本法に基づき、町が指定する施設で、災害発生時に地区単位で避難し、被災者が一定期間滞在することができる施設です。

資料 1－18 上水道施設

令和 6 年 4 月 1 日現在

事業主体 名	計画給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	水源の種別	水源の位置	浄水処理 方法	現在施設公 称能力 (m^3 /日)	実績1日最 大配水量 (m^3 / 日)
早島町	14,000	12,100	受水	備南水道 企業団	塩素消毒	8,750	5,276

資料 1－19 医療施設等一覧

病院名	所在地	電話番号	備考
国立病院機構南岡山医療センター	早島4066	482－1121	
木村医院	早島1469-1	482－0028	
木村眼科	早島1467-5	480－1370	
納所医院	前潟280-2	482－2100	
ふじい整形外科	前潟618-1	483－0016	
河原内科医院	早島3317-1	480－1112	
神経内科クリニックなんば	若宮3541-15	483－1701	
早島クリニック耳鼻咽喉科皮膚科	早島1475-2	482－3387	

救急医療機関

病院名	所在地	電話番号	備考
倉敷中央病院	倉敷市美和1-1-1	422－0210	
松田病院	倉敷市鶴形1-3-10	422－3550	
倉敷第一病院	倉敷市老松町5-3-10	424－1000	
しげい病院	倉敷市幸町2-30	422－3655	
川崎医科大学附属病院	倉敷市松島577	462－1111	
倉敷記念病院	倉敷市中島831	465－0011	
倉敷成人病センター	倉敷市白楽町250	422－2111	
倉敷平成病院	倉敷市老松町4-3-38	427－1111	
倉敷スイートホスピタル	倉敷市中庄3542-1	463－7111	
国立病院機構南岡山医療センター	早島4066	482－1121	

薬局・薬店

薬局・薬店名	所在地	電話番号	備考
ザグザグ早島店	前潟263-1	482-3900	
かすみ薬局早島店	前潟281-2	482-4440	
ハヤシマ薬局	早島3317-3	480-1288	
フロンティア薬局早島店	早島3526-6	480-0175	
富永薬局早島店	早島1473	441-8037	

資料 1-20 感染症患者治療施設

1 第一種感染症指定医療機関

第一種感染症指定医療機関	病床数
岡山大学病院	2

2 第二種感染症指定医療機関

二次医療圏	第二種感染症指定医療機関	病床数
県南東部	岡山市立市民病院	6
県南西部	倉敷中央病院	10
高梁、新見		
真庭	津山中央病院	8
津山、英田		

資料 1－2 1 火葬場

処理区分	施 設 名	所在地	電話番号
地域内	早島町斎場	早島町矢尾1221-2	086-483-0215
地域外	倉敷市中央斎場	倉敷市福田町福田434-1	086-422-0206

資料 1－2 2 ごみ処理場

ごみ処理場	所在地	電話番号
早島町一般廃棄物埋立処分地	早島町矢尾1225	086-482-1104

資料 1－2 3 し尿処理場

し尿処理場	所在地	電話番号
備南衛生施設組合 し尿処理施設「清鶴苑」	倉敷市茶屋町1919	086-428-1261

資料 1－2 4 バキューム車の保有

	台数	備考
早島町	3	

※委託業者及び許可業者の保有台数

資料 1－25 ヘリポート適地

名称	所在地	連絡先	種別	土質	散水	影響度	最大機種	最大機数	照明
南グランド	前潟395-2	482-0611	防災	真砂土	要	大	C H-47	2	無
深砂グランド	矢尾858	482-0611	防災	真砂土	要	中	C H-47	5	行事用

資料 1－26 災害融資制度

法令名	内 容	対 象	受付（相談）窓口
独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）	災害で滅失した住家を復旧するため必要となる資金の融資	住宅に被害を受けた者	住宅金融支援機構 取り扱いのある金融機関
中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）	災害関係の別枠保証	被災中小企業者	信用保証協会
㈱日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）	特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	日本政策金融公庫
㈱商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）	特別枠を設け、災害資金の貸付	被災中小企業者	商工組合中央金庫
独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）	災害を受けた医療施設の復旧のため必要となる資金の融資	私的医療機関設置者	県保健福祉部
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）	農林漁業者に対する経営資金、被害組合に対する事業資金の融資	農林漁業者 農業協同組合等	町
㈱日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）	災害資金の融資	農林漁業者 農業協同組合 漁業協同組合等	町 日本政策金融公庫 農業共同組合等
母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）	事業開始、事業継続、住宅資金の貸付	母子・父子・寡婦世帯	町
災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）	災害援護資金の貸付	被災者 （所得制限あり）	町
生活福祉資金貸付制度要綱（平成 21 年厚生労働省発社援第 0728 号第 9 号）	生活福祉資金（福祉資金）の貸付	低所得世帯等に対し、災害を受けたことにより臨時に必要な経費	町社会福祉協議会

資料２－１ 防災協定締結一覧

番号	区分	締結の相手方	協定名	締結日
1	相互応援	岡山市	岡山市・早島町消防相互応援協定	S46. 4. 30
2	事務委託	倉敷市	都窪郡早島町と倉敷市との間における消防事務の事務委託に関する付属協定	S47. 4. 1
3	避難所	岡山県立早島支援学校	非常災害時における避難所指定に伴う申し合わせ	H17. 4. 1
4	物資の調達	コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	災害時における飲料水の調達に関する協定	H18. 7. 21
5	応急措置等	一般社団法人岡山県建設業協会倉敷支部	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H18. 8. 1
6	相互応援	県内各市町村及び消防の一部事務組合	岡山県下消防相互応援協定	H20. 3. 31
7	応急措置等	株式会社ふうりん	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H22. 10. 20
8	福祉避難所	社会福祉法人敬仁会	災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	H23. 12. 8
9	物資の調達	株式会社ハローズ	災害時における生活必需品等の物資の調達に関する協定	H23. 12. 22
10	応急措置等	東洋建設工業株式会社	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H24. 7. 1
11	応急措置等	株式会社ノザキ工業	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H24. 7. 1
12	応急措置等	日笠土木株式会社	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H24. 7. 1
13	応急措置等	株式会社横本組	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H24. 7. 1
14	情報交換	国土交通省中国地方整備局	災害時における情報交換に関する協定	H25. 2. 18
15	物資の調達	晴れの国岡山農業協同組合	災害時における生活必需品等の物資の調達に関する協定	H25. 10. 4
16	ライフライン	山陽ガス株式会社	災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定	H26. 6. 30
17	相互応援	県及び県内各市町村	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	H26. 7. 4
18	応急処置等	公益社団法人岡山県柔道整復師会	大規模災害時の避難所における人的支援に関する協定	H26. 10. 17
19	物資の調達等	生活協同組合おかやまコープ	災害時における応急生活物資供給等に関する協定	H26. 12. 8
20	相談業務	岡山県行政書士会	災害時における行政書士業務相談に関する協定	H28. 3. 28
21	応急措置等	有限会社幸栄工業	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H28. 4. 28
22	相談業務等	岡山県土地家屋調査士会	大規模災害時の土地家屋調査士派遣に関する協定	H28. 7. 26

番号	区分	締結の相手方	協定名	締結日
23	検索作業	Search & Rescue Dog Kibi.auf	災害救助犬の出動に関する協定	H28. 8. 2
24	応急整備等	一般社団法人岡山県自動車整備振興会倉敷支部	災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定	H29. 2. 15
25	応急措置等	株式会社永和コーポレーション	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H29. 4. 25
26	応急措置等	日進土木株式会社	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H29. 6. 1
27	給水確保	独立行政法人国立病院機構南岡山医療センター	災害時における優先的な給水に関する協定	H29. 11. 1
28	情報提供等	日本郵便株式会社早島郵便局	災害発生時における早島町と郵便局の協力に関する協定	H29. 11. 16
29	応急措置等	ニチエイケンセツ株式会社	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H30. 5. 25
30	応急措置等	有限会社龍プランニング	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H30. 5. 25
31	応急措置等	庭やサカモト	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H30. 5. 25
32	応急措置等	株式会社三成ワークス	災害時における応急措置等の実施に関する協定	H30. 5. 25
33	応急措置等	合同会社大橋	災害時における応急措置等の実施に関する協定	R元. 5. 27
34	応急措置等	積和建設中国株式会社	災害時における応急措置等の実施に関する協定	R2. 6. 1
35	情報提供	中国電力ネットワーク株式会社倉敷ネットワークセンター	災害時における連絡体制および協力体制に関する協定	R2. 10. 26
36	通信確保	西日本電信電話株式会社岡山支店	特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	R2. 11. 6
37	相談業務等	岡山県司法書士会	災害時における司法書士法律相談に関する協定	R2. 12. 11
38	物資の調達等	株式会社ナフコ	災害時における物資供給に関する協定	R3. 4. 14
39	緊急放送	株式会社倉敷ケーブルテレビ	早島町災害緊急放送に関する協定書	R3. 4. 21
40	相談業務等	岡山弁護士会	災害時における法律相談業務等に関する協定書	R3. 5. 31
41	情報発信	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	R3. 7. 1
42	物資輸送等	両備ホールディングス株式会社 両備トランスポートカ	災害時等における支援活動に関する協定	R5. 5. 11

		ンパニー株式会社 中国バス ドローン事 業部ADA広島ドローン スクール		
43	応急措置等	株式会社渡辺クレーン	災害時における応急措置等の実施に関する協定	R5. 6. 1
44	機材 レンタル	株式会社ユニオンアル ファ	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協 定書	R5. 7. 1

資料 2－2 早島町自主防災組織補助金交付要綱

制定 平成17年4月1日要綱第7号
改正 平成19年3月31日要綱第6号
平成24年3月30日要綱第3号
平成25年4月1日要綱第20号
平成27年3月24日要綱第10号
令和元年9月1日要綱第7号
令和4年4月1日要綱第23号
令和5年6月1日要綱第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災に対する意識の高揚を図り、災害による被害の防止等を目的とする自主防災組織に対し、予算の範囲内で、活動に要する経費を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地震、風水害、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、地域住民が連帯協同して災害を未然に防止し、若しくは軽減し、又は火災その他の災害を予防するため自主的に設置する防災組織をいう。

(補助対象及び補助額)

第3条 補助の対象は、別表第1に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)の実施に要する経費とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象事業(防災リーダー養成事業(以下「養成事業」という。)に係るものを除く。)に要する経費の4分の3以内とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、年額50万円を上限とする。

3 補助の対象となる養成事業に係る経費は、講座受講料(防災士教本を含む)、資格取得試験受講料、防災士認証登録料とし、補助金の額は、一人あたり上限を6万4,000円とする。

4 防災資機材整備購入事業により補助金の交付を受けた自主防災組織は、当該交付を受けた年度の末日から起算して5年間は、同事業による補助金の交付を受けることはできない。

(交付申請)

第4条 この要綱による補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者(以下「申請者」という。)は、自主防災組織補助金交付申請書(様式第1-1号、ただし養成事業については様式第1-2号)に次に掲げる書類のうち、町長が必要と認めるものを添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 自主防災組織の規約
- (2) 活動又は事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 講座受講を証明する書類
- (5) 誓約書

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、交付額を決定し、申請者に対し自主防災組織補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付条件)

第6条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 養成事業に係る交付については1人につき1回を限度とし、資格取得後は自主防災組織において地域の防災リーダーとして活動を行う者に限る。

(変更申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費その他申請に係る事項を変更し、若しくは補助事業を中止しようとするときは、自主防災組織補助金変更申請書(様式第3号)を町長に提出して、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助対象事業がすべて完了したときには、自主防災組織補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類のうち町長が必要と認めるものを添えて、補助対象事業を完了した日から起算して30日を超えない日又は当該補助金の交付決定があった日に属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

(1) 活動及び事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書の写

(4) 防災士認証状の写し

(5) その他、町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織補助金交付確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の通知書を受けた後、自主防災組織補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の取消返還)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

(1) 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。

(2) 正当な理由がなく補助金の交付決定を受けた年度内に当該補助事業を実施することができなくなったとき。

(3) 虚偽の方法によって補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(4) この要綱に違反したとき。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則 略

別表第 1 (第 3 条関係)

補助対象事業

事業名	事業内容
防災研修会等開催事業	1) 防災に関する知識の普及啓発を図る事業 2) 防災研修会や講演会等を実施する事業
防災訓練等実施事業	防災訓練等(防災資機材を使った防災訓練、災害図上訓練等)を実施する事業 (補助要件) ・ 本事業で購入する資機材は、実施する訓練に活用すること ・ 交付申請時、補助対象団体から訓練計画書の提出があること ・ 補助対象団体から訓練実施結果の報告があること
防災資機材整備購入事業	簡易資機材倉庫等の防災資機材を購入する事業
防災リーダー養成事業	地域の自主防災組織の構成員が防災士資格を取得するために必要な受講料を補助する事業

様式第 1 - 1 号～様式第 6 号 略

資料 2－3 早島町防災会議条例

制定 昭和39年 9 月 8 日

改正 昭和55年 3 月13日 条例第 5 号
平成10年 3 月18日 条例第 1 号
平成12年 3 月28日 条例第 1 号
平成25年 9 月26日 条例第25号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、早島町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 早島町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 岡山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 岡山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 消防団長及び倉敷市消防局長
- (6) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (8) その他町長が必要と認める者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ、3 人以内、3 人以内、10 人以内、5 人以内、3 人以内及び 3 人以内とする。

7 第 5 項第 6 号から第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附則 略

資料 2－4 早島町災害対策本部条例

制定 昭和39年9月8日

改正 平成8年3月25日条例第3号

平成25年9月26日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、早島町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則 略

資料 2－5 早島町災害弔慰金の支給等に関する条例

制定 昭和49年9月20日

改正 昭和50年9月19日条例第35号 昭和51年12月25日条例第14号
昭和53年9月25日条例第13号 昭和57年12月20日条例第20号
昭和62年3月11日条例第8号 平成10年3月18日条例第5号
平成23年10月5日条例第20号 令和元年6月13日条例第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町長は、令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた

者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき、同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいわせられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため町長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町長は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1カ月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年とする。)

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年3パーセント以内とする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 略

資料 2－6 早島町災害見舞金支給要綱

昭和56年4月1日規則第2号
改正 平成24年6月1日規則第11号

(目的)

第1条 この要綱は、災害を受けた者の救済の一助とするため見舞金を支給して町民の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、次に掲げるところによる。

(1) 住居及びその他の建物が、火災、暴風、豪雨、洪水及び地震等により被害を生ずることをいう。

(受給者の範囲)

第3条 災害により被害を受けた当時、早島町に住所を有する者に支給する。

(見舞金の支給)

第4条 町長は第2条に規定する災害が生じた場合は、すみやかに見舞金の支給を行うものとする。

(見舞金の額)

第5条 前条の支給にかかる見舞金の額は、別表に定めるところによる。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日要綱第11号)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

別表(第5条関係)

災害の種類		持家	借家
		円	円
火事災害	住居建物		
	全焼	100,000	50,000
	半焼	70,000	35,000
	ボヤ	20,000	10,000
	その他建物		
	全焼	40,000	
	半焼	20,000	
その他災害	ボヤ	10,000	
	住居の全壊	100,000	50,000
	〃 半壊	60,000	30,000
	住居の床上浸水	30,000	15,000

早島町地域防災計画（資料編） 令和7年2月修正

編集 早島町防災会議（事務局：早島町総務課）

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1